

■賞罰規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約第20条により賞罰規程を下記のとおり定める。

第1条（表彰）

- （1）神奈川県小学生バレーボール連盟（（以下「本連盟」という。）に理事として永年にわたり在籍した者。
- （2）全国大会で顕著な活躍をした団体及び個人。
- （3）関東大会で顕著な活躍をした団体及び個人。
- （4）本連盟の発展と振興に寄与された企業及び個人。
- （5）前各号に準ずる程度の功労があると認められた者。
- （6）全項表彰は、賞状のほか記念品を授与してこれを行う。

第2条（制裁）

- （1）本連盟の規約、規程に違反したとき。
- （2）本連盟の名誉信用を傷つけたとき。
- （3）本連盟の守秘義務を遵守できないとき。
- （4）暴力行為等、本連盟の風紀秩序を乱したとき。
- （5）前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

第3条（制裁の種類と程度）

- （1）レベル1
口頭による厳重注意、日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）に氏名を報告する。言葉による暴力、飲酒を伴う指導者。その他軽微な事。
- （2）レベル2
文書による厳重注意とともに始末書の提出、レベル2以上は発生都道府県名を日小連において公開。レベル1の繰り返しおこなう指導者。
- （3）レベル3
一定期間の指導及びベンチ入り禁止。体罰、暴力行為、その他指導者として相応しくない行為。
- （4）レベル4
指導及びベンチ入り禁止及び指導資格、役職等の剥奪。大会、交流会等の場合は、その大会等の開催禁止。県小連役員の始末書を日小連に提出。著しい体罰、暴力行為等、レベル3の繰り返しおこなう指導者。
- （5）レベル5
永久追放、チーム解散、刑事及び行政責任をとるような体罰、暴力行為等

第4条（賞罰委員会）

- （1）本連盟の会長、副会長1名、理事長、副理事長1名をもって構成する。ただし、必要に応じて会長が指名することができる。
- （2）賞罰委員会は、必要に応じて開催することができる。
- （3）賞罰委員会は、会長が招集する。
- （4）賞罰委員会は、次の事項を審議する。
 - ① 表彰者等の選定
 - ② 規約、規程違反者の制裁準備
 - ③ 関係各所への事情聴取
 - ④ 関係各所への報告
 - ⑤ その他重要事項

第5条

各条項に記述されていないところは会長判断による。